

おとしよりに朗報

福祉たより

日光市敬老年金

満78歳から適用

市では老人福祉事業の一環として、市内の老人の長寿を祝い敬愛の美風を養うことを目的として「敬老年金制度」を設けていますが、今年の四月から、これまでの八十歳を二歳引き下げ七十八歳以上の方に、この年金を支給できるよう条例を改正しました。

所得に関係なく支給

○ 受給要件

この年金は、所得の関係や他の年金を受けているための制限などはありません。

- ① 受給者 日光市に一年以上引き続き居住し、満七十八歳以上のかた。
- ② 支給額 一人につき年六千円
- ③ 支給時期 九月と三月の二回
- ④ 申請 新らしく該当になるかたは、福祉事務所か支所、出張所または地区民生委員に申請してください。

盲人に白い杖贈る
社協で市長の寄附金から

4月24日、市役所応接室に市盲人会の小室会長らを招いて、星野市長から、スチール製3段式の白い杖30本が贈られました。これは星野市長が市長報酬を社会福祉協議会に寄附したなかから購入したものです。



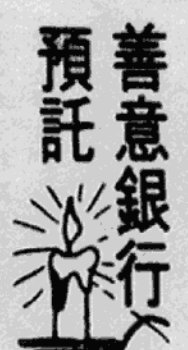
○ 新らしい 老人福祉の理念

お年寄りに 敬愛の念を

老後の生活は「豊かな楽しいものでありたい」とたれもがそう思い、願っています。

近年、我が国の老人福祉の理念が大きく変わり、これまで考えられていた、老人は身体的、精神的に社会的弱者であるという考えから、さらに進んで、老人は多年にわたり社会の進展に寄与してきたものとして、敬愛すべき社会貢献者という立場で老人福祉を考えるようになってきました。

市ではこのたび、老人に対する市民の敬愛の念をより強めるとともに、老人自らも、心身の健康の保持と、その知識、経験を社会のために活用し、張りのある生活を送れるような環境づくりをすすめていますので、皆さまのご理解とご協力をお願いします。



五月十五日までに善意銀行に金品を寄せられた方のお名前をお知らせします。ご協力ありがとうございました。(敬称略)

▽梅田国樹(宇都宮市平松町)

『身体障害者手帳』の 交付を受けましょう

福祉事務所では、からだの不自由なかたのしあわせを高めるために、施設の利用、義手・義足・補聴器・車いすなどの補装具の交付や修理、重い障害のあるかたへの日常生活用具の給付などを行なっています。

しかし、これらの援護を受けるためには、まず「身体障害者手帳」の交付を受けなければなりません。

目や耳、心臓、呼吸器、それに手足などの不自由なかたはせし手帳の交付を受けてください。手帳の交付には、障害のどのくらいあるかの基準がありますが、くわしくは福祉事務所保護係にご相談ください。



6月は 福祉年金の切り替です
年金証書を提出してください

七十歳以上のお年寄り、重い身体障害者や、夫と死別した母子家庭などで、現在、福祉年金を受けているひとは、六月中にお手元の「国民年金証書」を市民課または、支所、出張所の窓口に提出してください。

これは、ことしの五月分から来年四月分までの一年間の福祉年金を支給するかどうかを決める大切な手続きで、証書の提出がないと、権利があっても年金を受けられなくなります。

6月の心配ごと相談

- 5日 小来川支所
- 19日 公会堂 (人権・行政合同)
- 26日 清滝公民館



また、いままでも所得制限により、福祉年金の支給を受けられなかったひとも、所得制限限度額の引き上げが予定されていますから、係にご相談ください。

五〇〇円▽関 トシ(清滝一)
二、五〇〇円▽知野カツ(稲荷三)
三、五〇〇円、以上市内貧困者に。
▽鶴見吉陸(稲荷三)二七〇円、身障児に。
▽竹沢啓三(御幸町)五〇〇円、下野三楽園に
▽手塚文男(清滝一)かしわもち七〇個、清滝保育所に。
▽田口英機(御幸町)室内すべり台一台、日光保育所に。
▽日高JRC(代表齋藤典子)努力奉仕地域社会福祉活動。